

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代のための経済対策」において、0歳から高校3年生までの子どもたちに、臨時特別の給付金を支給することとされました。
【阿南市では、来春実施予定であった追加の5万円相当と合わせて、10万円を現金一括給付】

- 支給対象者**
- ①～③に該当する児童を養育する保護者のうち、生計を維持する程度の高い方（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）。ただし、令和3年度（令和2年中）所得が児童手当と同様の所得制限限度額内の場合に限りです。
 - ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となっている児童
 - ②9月30日時点で阿南市に住民登録のある高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
※対象児童が婚姻している場合は対象外
 - ③令和3年9月～令和4年3月31日までに出生した児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（新生児）

支給額 対象児童1人につき 10万円

- 支給方法**
- (1) 申請が不要な方（令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を阿南市で受給している方等）には、通知を送付しています。
 - (2) 申請が必要な方 高校生等のみ養育している保護者、所属庁から児童手当を受けている公務員等の方、新生児（令和3年12月1日以降に生まれた児童）の父母等

※今後の予定等、詳しくは、市ホームページでご確認ください。

問い合わせ こども相談室 ☎22-1677



市ホームページ

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に
係る傷病手当金の適用期間が、3月31日(木)までに
延長されました。

●国民健康保険の申請先および問い合わせ

保険年金課 ☎22-1118

※支給対象者、支給金額等については、市ホームページをご覧ください。

●後期高齢者医療制度の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064 または
徳島県後期高齢者医療広域連合事業課
☎088-677-3666

※申請を希望する場合は、必ず事前にご連絡の上、申請してください。

LINEで最新情報を発信



新型コロナウイルス感染症の発生状況
やワクチン接種に関する最新情報を阿
南市公式LINEで随時お知らせしてい
ます。ぜひご登録ください。

問い合わせ

秘書広報課

☎22-1110

阿南市公式LINE
アカウント

